

「地方中枢拠点都市」 関連資料

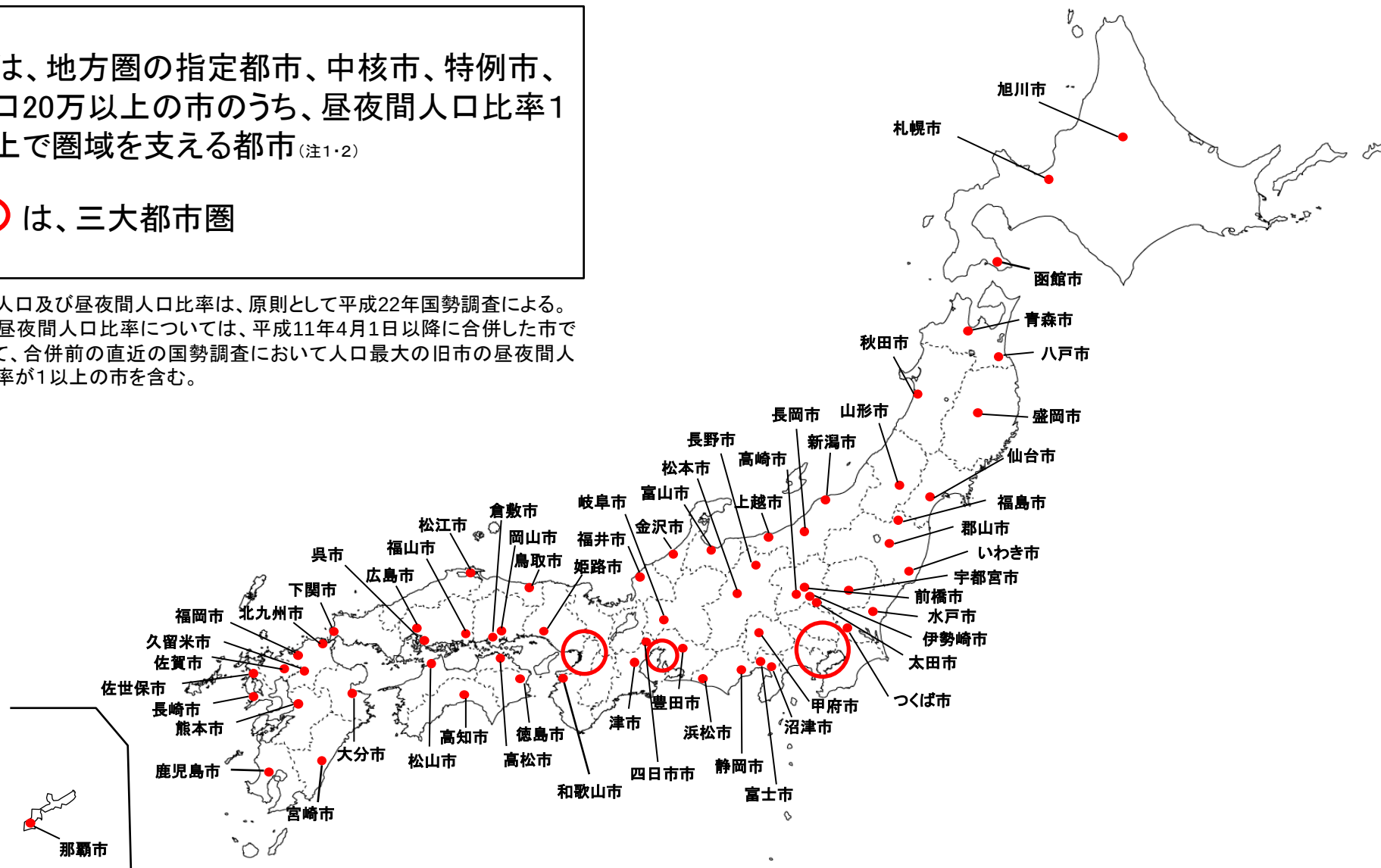
第30次地方制度調査会答申を踏まえた地方中枢拠点都市のイメージ

● は、地方圏の指定都市、中核市、特例市、人口20万以上の市のうち、昼夜間人口比率1以上で圏域を支える都市^(注1・2)

○ は、三大都市圏

(注1)人口及び昼夜間人口比率は、原則として平成22年国勢調査による。

(注2)昼夜間人口比率については、平成11年4月1日以降に合併した市であって、合併前の直近の国勢調査において人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上の市を含む。



地方中枢拠点都市が担う役割

- 第30次地方制度調査会答申において、地方中枢拠点都市には「三大都市圏と並んで地域の個性を発揮し、我が国の経済をけん引する役割を力強く果たしていくこと」、「住民が安心して生活できる基盤を維持していくこと」が求められていることやヒアリング結果を踏まえると、地方中枢拠点都市の役割については、例えば、以下のように考えられるのではないかな。

① 圏域全体の経済成長のけん引

圏域内の多様な資源・企業・人材を背景に、都市圏域全体としての高い魅力と存在感を示し、都市圏域全体の活性化をけん引する。

- ・ 産業振興雇用政策
- ・ 圏域全体を対象とした観光事業の展開

② 高次の都市機能の集積

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供する。

- ・ 高度な医療提供体制の充実
- ・ 高度な中心拠点の整備及び広域的な公共交通網の構築維持

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも応える。

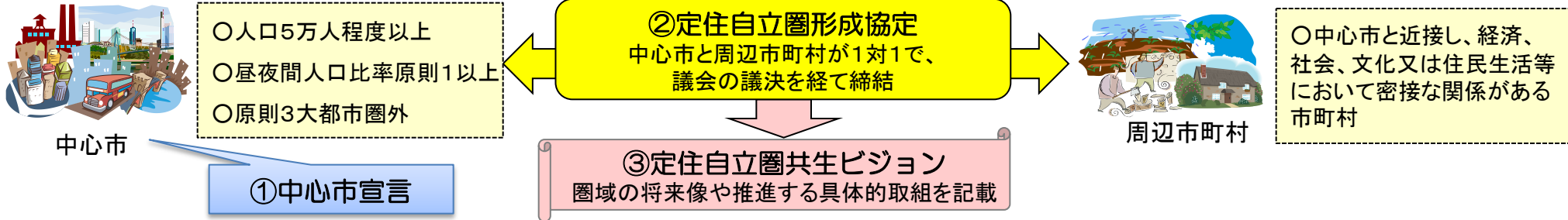
- ・ 障害者福祉の充実
- ・ 子育て支援
- ・ 人材育成
- ・ 市街地のにぎわいづくり

(参考) 定住自立圏構想

基本的考え方～集約とネットワーク化～

中心市と周辺市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・ 包括的財政措置（中心市4,000万円程度、周辺市町村1,000万円）
- ・ 外部人材の活用（3年間、700万円上限）、
地域医療（措置率8割、800万円上限）に対する財政措置 等

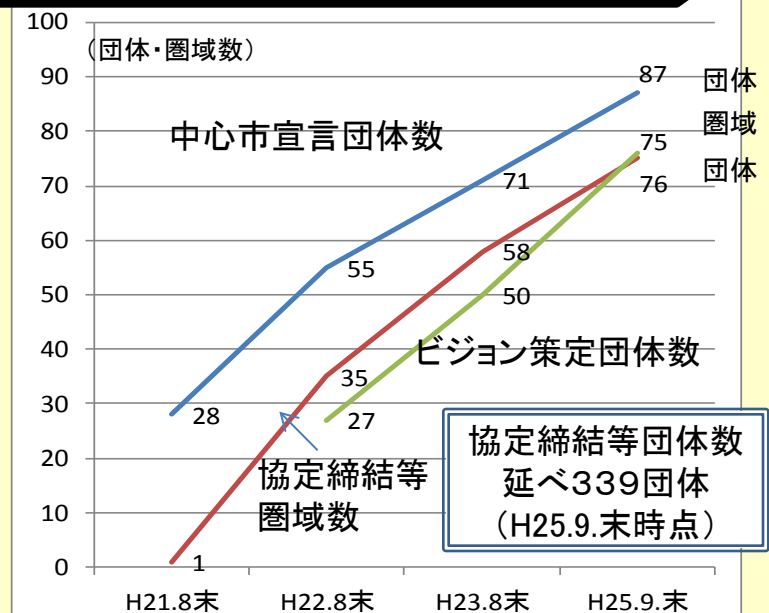
地域活性化事業債

圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、
地域活性化事業債を充当（充当率：90%、交付税算入率：30%）

定住自立圏等推進調査事業

圏域全体の活性化を目指した分野横断的な取組を重点的に支援し、
先進事例を構築（H25予算：140百万円）

定住自立圏構想の取組状況



定住自立圏構想における圏域内の市町村長間の意見交換

- 定住自立圏構想に取り組む市町村において、圏域内の市町村長が定期的に意見交換を行っているところでは、取組がスムーズに進んでいるとの声が多い。

市町村長が定期的に意見交換を行っている市町村からの聞き取り結果（※）（主なもの）

（意見交換の形式・頻度）

- 意見交換は、聞き取りを行った全ての圏域において、関係市町村長が一堂に会する形式で実施。
- 開催頻度は、年1回～4回（圏域ごとに異なる）。

（意見交換を行うメリット）

- 主なメリットとして、以下のものが挙げられている。
 - ・ 市町村長が一堂に会するため、圏域としての意思決定が迅速に行える。（中心市・近隣市町村）
 - ・ 情報共有により意思疎通が深まり、連携が一層進んだ。（中心市・近隣市町村）
 - ・ 圏域としての戦略的な政策立案がしやすくなった。（近隣市町村）
 - ・ 意思決定後、トップダウンですぐに事業を実施できる。（近隣市町村）
 - ・ 情報交換により、地域課題を解決するためのヒントが得られる。（近隣市町村） 等

（意見交換を行う上での負担）

- ほとんどの市町村において「特になし」と回答（一部の市町村から、日程調整が困難であること、中心市の経費負担が大きいこと、共生ビジョン策定後はそれ以前に比べ活発な意見交換が行われなくなったこと等の指摘あり）。

（今後の予定）

- 市町村長の意見交換にはメリットがあることから、全ての圏域において、今後も継続して開催したいと考えている。